

平成30年度 第2回 長野県食と農業農村振興審議会 議事録

日 時：平成31年2月7日（木）

13時30分～15時30分

会 場：議会棟3階 第1特別会議室

1 開 会

【小林農業政策課企画幹】

お待たせをいたしました。それでは、定刻になりましたので、ただいまから「平成30年度第2回長野県食と農業農村振興審議会」を始めさせていただきます。私、本日の司会を担当いたします、農業政策課で企画幹をしております小林茂樹と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。議事の進行に入ります前まで務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、本日の審議会の出席状況でございます。審議会委員15名のうち、ただいま11名の方にご出席をいただいております。従いまして、委員の過半数に達しておりますので、「長野県食と農業農村振興の県民条例」第30条第2項の規定によりまして、審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、都合によりまして、竹内委員が急遽欠席となっておりますので申し添えます。それでは、開会に当たりまして、山本農政部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

【山本農政部長】

皆様、こんにちは。農政部長の山本でございます。本日は、本年度2回目となります審議会に、小林会長初め委員の皆様、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日ごろから本県農業の振興に大変ご尽力をいただいていることに、重ねて厚く御礼を申し上げます。

初めに、昨日本県におきまして発生いたしました豚コレラについて申し上げます。詳しくは後ほどご説明いたしますけれども、昨日、疾病のまん延防止のため、知事から発生養豚場におきます飼育豚と出荷豚の全頭殺処分指示が出されまして、自衛隊のご協力もいただきながら、全庁体制によりまして、夜を徹して殺処分を進めた結果、本日9時半に、約2,500頭全頭の殺処分を終了したところでございます。現在は、埋却・消毒等の作業を行っているところでございます。

ご承知のとおり、豚コレラは人には感染しませんが、豚やイノシシに大変感染力の強い疾病でありまして、致死率も高いことから、県としましては、まん延防止に全力を

挙げて取り組むとともに、風評被害の防止にも努めてまいりたいと考えております。

さて、最近の農業・農村を取り巻く状況につきましては、昨年12月30日にTPP11協定が発効し、日EU・EPAにつきましてもこの2月1日に発効されるなど、自由貿易の動きは加速化をしております。本県では、国際的な経済連携協定への対応といたしまして、昨年2月に対応方針を見直しいたしまして、農業への影響が最小限となるよう、国の施策等も活用しながら取り組んでいくこととしていただいております。

また、既にご案内のとおり、国では、農業の競争力の強化を目的としまして、昨年の4月1日に主要農作物種子法を廃止したところでございます。県では、種子法の廃止に伴いまして、「長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱」を制定いたしまして、これまでの種子の生産・供給システムを維持するとともに、高品質な種子の確保と安定供給に取り組んでいるところであります。しかしながら、法律の廃止に対しまして、多くの農業者の皆様、あるいは消費者の皆様が、関心を持つとともに不安を感じていらっしゃる中で、こうした不安を払拭しまして、安定供給の仕組みをより確実なものとするために、県独自の条例を制定することとしたところでございます。

これまで、条例の制定に向けまして、農業者の皆様、あるいは種子の生産者の皆様、農業団体の皆様など、様々な立場の皆様からご意見をお伺いいたしまして、検討を進めてまいりました。そしてこのたび、骨子（案）がまとまりました。骨子（案）では、今まで法律で定められておりました「稲・麦類・大豆」に加えまして、本県特産の「そば」、また、信州の食文化を支える伝統野菜などを対象に加えるなどしまして、長野県らしい内容とさせていただきます。

この条例につきましては、本県の農業振興の上で重要な事項であることから、本日は、その骨子（案）につきまして、皆様にご審議をいただき、そしてまた、パブリックコメントや県議会でのご意見も踏まえた上で、今年の6月県議会に条例案を提案させていただきたいというふうに考えております。

それから、第3期の長野県食と農業農村振興計画の達成指標につきまして、本年度設定することとしておりました「法人経営体の常雇用者数」の案がまとまりましたので、あわせてご審議をお願いいたします。

そのほか、報告事項といたしまして、昨年10月に答申をいただきました「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に係る県の基本計画の改訂の状況、また、昨日公表いたしました平成31年度の農政部関係の予算（案）につきましても、ご説明をさせていただきます。

それから、資料の一番最後にチラシが2枚ついているかと思っておりますけれども、本年の4月25日から6月16日にかけて、松本平広域公園をメイン会場としまして、「信州花フェスタ2019」が開催されます。また、2枚目のチラシは、その共催イベントとしまして開催いたします「国際フラワーフォーラム2019」でございます。ぜひ皆様にもお出かけをいただきたいということでございます。

それでは、本日は限られた時間ではございますけれども、皆様に十分なお審議をお願い申し上げます、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

【小林農業政策課企画幹】

それでは、次に確認事項につきまして、ご説明を申し上げます。審議会の開催に当たりまして、初めに審議会委員の委嘱について、ご報告いたします。本審議会につきましては、お手元にお配りいたしました、次第の次のページを見ていただきたいと思います、「審議会委員名簿」がございます。15名の皆様に委嘱を申し上げておるところでございますが、委員の任期は、平成29年8月5日から2年間という形になってございます。

消費者の代表といたしまして「長野県消費者の会連絡会」からのご推薦で委員を務めていただいております織田ふじ子様につきまして、役員の方の退任に伴いまして、平成30年9月に当委員も退任をされたところでございます。これに伴いまして、「長野県消費者の会連絡会」から改めてご推薦をいただきまして、平成30年10月4日付で、松本孝子様を委員を委嘱させていただいたところでございます。松本様、一言、お願い申し上げます。

【松本委員】

皆様、こんにちは。昨年10月に県の消費者の会のほうで、今回、委員を引き受けました松本です。よろしくお願いいいたします。

【小林農業政策課企画幹】

ありがとうございます。

それでは、次に、配付資料の確認をお願いしたいと思います。今回は、議事進行を効率的に進めるために事前に資料を送付いたしましたが、一部に修正等がございましたので、改めて、本日、一式、用意をさせていただきました。次第を1枚おめくりいただきますと、資料一覧がございますので、そちらでご確認をいただきたいと思います。

資料1が「長野県主要農作物等種子条例（仮称）の骨子（案）」、資料2が「第3期長野県食と農業農村振興計画の達成指標」、資料3が「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に係る県基本計画の改訂状況」、資料4が「平成31年度農政部関係予算（案）」、また別冊といたしまして「第3期長野県食と農業農村振興計画」等をご配付しておるところでございます。

そのほか、先ほど部長から話がありましたチラシが2枚。それから、本日、長野県栄養士会様のほうで「長野の野菜はおいしいよコンテスト作品集」という形で、冊子をおつくりいただいておりますので、その冊子をお配りしておるところでございます。それから「信州の伝統野菜」のチラシもお手元でございますので、ご確認をいただきたいと思います。不足がございましたら、担当の者がお伺いいたしますので、お申し出いただきたいと思います。

なお、本日の審議会につきましては、公開となっております、議事録も公表いたしますので、審議内容を録音させていただきますことをご承知願いたいと思います。

確認事項につきましては、以上でございますが、本日の審議会の終了予定でございますが、15時半を目安とさせていただきたいと考えておりますので、審議につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきますが、条例第30条第1項の規定によりまして、審議会の議長は会長が務めることとなっております。それでは、この後、小林会長、よろしくようお願い申し上げます。

3 会議事項

【小林会長】

委員の皆様には、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、先ほどごあいさつにもありましたように、長野県主要農作物等種子条例、この骨子（案）について、委員の皆様からご意見をいただくということのほか、第3期長野県食と農業農村振興計画の達成指標の関係等でございます。皆様方の忌憚のないご意見をお願いいたしたいと思います。

また、豚コレラの関係、大変な状況だと思っておりますけれども、県のほうでも、皆様、万全の対応を期していただくということで、もし必要な業務がございましたら、そちらのほうを優先されてということでお願いいたしたいと思っております。

(1)「長野県主要農作物等種子条例（仮称）」の骨子（案）について

【小林会長】

それでは、早速、議事に入らせていただきます。会議事項の(1)であります、「長野県主要農作物等種子条例」、仮称の段階ですが、この骨子（案）、まとめていただきましたので、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

【伊藤農政技監兼農業技術課長】

農政技監兼農業技術課長の伊藤洋人でございます。冒頭、農政部長のほうから説明がありましたように、県では、昨年4月1日の主要農作物種子法の廃止を受けまして、これまでの種子の生産・供給システムを維持し、高品質な種子の確保と安定供給を図るため、県独自の条例を制定することといたしました。今回、この骨子（案）がまとまりましたので、それぞれ委員の皆様からご意見を賜りたいということでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。それでは着座で説明のほうをさせていただきます。お願いいたします。

それでは資料1と書いてあります資料のほう、ご覧いただきたいと思います。全部で4項目ございまして、条例制定までの経過、それから条例骨子（案）の作成に関する意見聴取の状況、それから骨子の案、そして今後のスケジュールということで、順次、説明をさせていただきます。

それではページを開いていただきまして、資料1-1、1ページをご覧いただきたいと思います。最初にこれまでの経過でございますが、主要農作物種子法につきましては、昭和27年、戦後の食糧増産を背景に、国・都道府県が主導して優良な種子を確保するため、稲・麦類・大豆の種子の生産・普及を都道府県に義務付けていた法律でございます。

裏面の2ページをご覧ください。これが法律の原文でございますが、全部で8条からなる法律でございます。例えばこの第3条のところを見ていただきますと、「都道府県は、何々」というふうに、ここでは「ほ場の指定」と書いてありますが、このほか、「審査」、それから「ほ場審査証明書等の交付」、「勧告」、「原種及び原原種の生産」、「試験」といったような形で、都道府県に対してこれらの項目を義務付けていた法律でございます。

1ページにお戻りください。2の種子法の廃止でございますが、国は、平成30年4月1日に、同法を廃止したところでございます。3番にございますように、本県におきましては、県・市町村・農業団体が出資し、昭和62年に設立しました「長野県原種センター」や、JAグループと連携をいたしまして、種子の安定供給を図っていくために、県の基本要綱を新たに制定し、本年度も、従来どおり、高品質な種子の確保と安定供給に取り組んでいるところでございます。

一方で、種子法の廃止に対しては、多くの県民の方が関心をお持ちになり、今後も安定的な種子の生産体制が確保されるのかという不安の声もあることから、県民の不安を払拭するため、昨年9月の県議会定例会におきまして、知事が条例の制定を表明し、その後、消費者、生産者団体など様々な方々のご意見を伺いながら、条例骨子（案）の検討を進めてきたところでございます。

5ページへ飛んでいただきたいと思います。今回、骨子（案）の策定に向けまして、関係の皆様から事前に意見をお伺いしたところでございます。昨年9月以降、この2のところに記載の関係機関・団体の皆様等から、意見の聞き取り調査をさせていただきまして、同時に、右側のアンケートと書いてあるところ、実施と書いてあるところの団体等には、アンケート調査もお願いをしたところでございます。それらの結果を踏まえ、今回の骨子（案）の作成をしたところでございます。

裏面、6ページをご覧ください。細かい字で恐縮でございますけれども、アンケート調査の結果を記載してございます。172の皆様から回答をいただき、真ん中のQ2の盛り込んでほしい内容のところ、細かい字で恐縮でございますが、書いてございますけれども、主に主要農作物の安定生産、価格安定、産地維持、品種の育成、県予算の確保、また伝統野菜の種子の生産支援などを求める意見をいただいたところでございます。

また、7ページには、寄せられました主な意見を記載いたしました。最初の◎、分類A

のところでございますが、今回の骨子（案）に反映させていただいた主な内容でございます。主要農作物の採種農家への支援、県の関与の継続と予算の確保、種子の品質確保、価格安定、安定供給、長野県原種センターの役割の明確化、新たな品目として、そば、また伝統野菜を追加してほしいなどの意見をいただきまして、今回、骨子（案）に反映をさせていただいたものでございます。

下の◎、分類Bにつきましては、優良な種の海外への流出、また外国資本による種子の独占、民間企業の参入や、遺伝子組み換え作物の国内への流入、また種の自家採種ができなくなるのではないかなど、不安のご意見が寄せられたところでございますが、これらについては、今後の施策立案の参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料1－3をご覧ください。条例骨子（案）の内容でございます。まずⅠの趣旨でございますが、最初の部分、長野県の特徴といたしまして、多様な気象条件、また標高・地形など、また、高品質な農作物がつくられておりまして、特に水稻につきましては、農業者の高い技術力で全国トップクラスの10a当たり収穫量、そして1等米比率を誇っているところがございます。

主要農作物の種子は、中山間地域を中心とした採種ほ場において生産が行われておりまして、これらのほ場の管理については、種子生産者の巧みな技術と長年の経験によって支えられているところがございます。

また、「信州の伝統野菜」につきましては、県内各地で多様な種が地域の食文化として世代を超えて受け継がれておりまして、地域の生産グループ等において採種技術が継承されているところがございます。

こうした中、「主要農作物種子法」が廃止されまして、都道府県に対する義務付けがなくなったという中で、多くの県民から不安の声が寄せられたという中で、この県民の不安を払拭し、将来に渡って主要農作物等の種子の安定供給の仕組みをより確実にしていくことが必要となっていると考えているところがございます。

また、度重なる自然災害の発生ですとか、複雑化する国際情勢の中で、種子の供給が滞ることを懸念する声もありまして、こういった事態への備えも必要だと考えております。

このような認識のもとに、主要農作物の種子の安定供給を図ることによりまして、本県農業の持続的な発展に寄与するとともに、信州の食文化を支える伝統野菜等の継承を支援し、将来に渡って消費者へ高品質で安全・安心な食料を供給していくため、条例を制定するというのが、本条例の趣旨でございます。

Ⅱの条例の骨子（案）の内容でございます。まず1といたしまして、目的及び基本理念を定めております。次の「基本理念」に基づき、本県における主要農作物等の種子の生産に関して、他の品種との交雑を防止するなどによりまして、優良な種子の安定供給を図り、もって主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的としているものでございます。

理念は3つございまして、1つ目は、主要農作物等の種子の生産につきましては、その

品質の確保及び安定的な生産のため、欠くことのできない重要なものであるということを目指して行うこととすることとさせていただきます。2つといたしましては、これらの種子の生産につきましては、自然災害の多発や複雑化する国際情勢の中においても、消費者の皆様への安全・安心な食料の安定的な供給に資することを旨として行うものでございます。3といたしまして、これらの種子の生産は、県及び種子管理団体、種子生産者、種子生産に係る組織・団体、その他関係の皆様相互の連携のもとに行うものであるということの規定したところでございます。

次のページをお願いいたします。2の対象となる作物でございます。主要農作物種子法におきましては、稲・麦類・大豆が定められておりましたけれども、これに本県特産の「そば」を加え、これを条例の中では主要農作物と表することといたします。また、これに加えて、本県の多様な食文化を支える「信州の伝統野菜」及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種も対象のものに加えたものでございます。

以降、条例の中の用語につきましては、下にございますように、「主要農作物」といったときには、「稲・麦類・大豆・そば」、「主要農作物等」といった場合には、これに「信州の伝統野菜」と在来品種を加えたものということで、規定をさせていただきたいと考えております。

3の県の責務、種子管理団体及び種子生産者、種子生産に係る組織・団体の役割でございます。(1)といたしまして県の責務でございますが、主要農作物等の種子の生産に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。2つといたしまして、当該施策の推進に当たり、種子管理団体及び種子生産者、種子生産に係る組織・団体と連携を図ることということとを県の責務としております。

また、種子管理団体といたしまして、先ほど申し上げました、長野県において主要農作物の種子の生産・供給を担っております「一般社団法人長野県原種センター」の役割を明確化するものでございます。1つといたしまして、種子管理団体は、主要農作物の種子の生産及び供給を行う。2つといたしまして、主要農作物等の種子の保存に努めるということとでございます。

(3)が種子を生産する生産者の役割でございます。種子生産者は、主要農作物等種子の適正な栽培を行い、優良な種子の生産に努める。(4)種子生産に係る組織・団体の役割でございます。種子生産に係る組織・団体は、県が実施する主要農作物等の種子生産に関する施策に協力するとともに、種子生産者に対する支援に努めるということで、それぞれの責務、また役割を規定したところでございます。

4が主要農作物、稲・麦類・大豆・そばの関係の種子の生産と安定供給について、定めたということとでございます。この部分、主に、前回、主要農作物種子法に基づきまして、都道府県に行うようにというものが規定されていた項目でございます。全部で(1)から(8)までございますけれども、このうちの(5)を除きまして、全て法で規定されていた内容でございます。

まず1つ、奨励品種の決定でございます。県は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種、これを奨励品種と呼びますが、これを決定するものとする。2つ目、種子計画の策定。種子管理団体であります長野県原種センターは、県と協議の上、種子の需給見通し、生産量のほか、種子生産に関し必要な事項について計画を策定すること。

(3) 原原種の生産でございます。原原種というのは、種の生産に当たりましては、一番大もとになる種を試験場で確保いたしまして、それを長野県原種センターが特別なほ場で増やして、それを原種という種のもとになるものにいたしまして、その原種を、それぞれ種をつくる農家さんでつくっていただいて種の生産に至る、その大もとのものが原原種でございます。県は、原種の生産に必要な原原種の生産、確保及び供給を行うと。

(4) 原種の生産。種子管理団体は、種子の生産に必要な原種の生産、確保、供給を行う。(5)は、法には規定がございませんでしたけれども、種子の確保ということで、種子管理団体は、種子の確保、需給調整及び備蓄を行うということを定めております。

続きまして、次のページ、(6)をお願いいたします。種子生産ほ場の届出。種子生産者は、種子の生産ほ場を県及び種子管理団体に届け出ると。これは、法律においては、県が指定することになっておりましたが、届出で十分足りるだろうということで、届出とさせていただいております。

(7) ほ場審査及び生産物審査の実施。種子生産者は、種子としての品質を保つため、県に対して審査の請求を行う。県は、種子生産者から審査の請求があったときは、審査を行うということで、稲等がつくられております畑での審査と、それからでき上がりました生産物の審査を行うということを規定してございます。(8) 審査証明書等の交付。県は、審査結果が基準に適合すると認めるときは、審査証明書等を交付すると定めております。

5番、主要農作物の種子の生産者等への支援でございます。主要農作物ということで、(1)でございますが、種子生産者等への助言及び指導ということで、県は、種子生産者等(種子生産者及び種子生産に係る組織・団体)に対しまして、必要な助言及び指導を行うと規定してございます。また、種子生産者等への支援ということで、県は、新たな種子生産者の確保や採種技術の継承、生産体制の整備のために必要な施策を講ずると定めるところでございます。

6は、「信州の伝統野菜」等の採種技術等の指導や種子保存への支援ということでございます。県は、「信州の伝統野菜」及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種について、種子の安定確保のための採種、種とりの技術等の指導を行うとともに、遺伝資源としての種子の維持、保存に対する支援を行うと規定したものでございます。

なお、「信州の伝統野菜」につきましては、下に枠がございますけれども、県内各地で昔から栽培されている貴重な野菜を次世代に伝承するため、平成19年に創設されました「信州伝統野菜認定制度」に基づいて、知事が認定した野菜でございます。

7番でございます。財政上の措置。県は、主要農作物の優良な種子の生産と安定供給、「信州の伝統野菜」等の採種技術等の指導や種子保存への支援に係る施策を推進するため、

必要な財政上の措置を講ずるよう努めるというふうに規定したものでございます。

以上が今回の骨子（案）の内容でございます。この中で、最初に説明申し上げました1番の目的及び理念のところ、それから対象作物の中のそば、それから伝統野菜のところと在来品種の部分、これは、法にはなかった部分として、今回、規定するものでございます。また、3の県の責務、種子管理団体及び種子生産者、種子生産に係る組織・団体の役割につきましても、法に規定がなかった部分を独自に定めるものでございます。さらに6番の「信州の伝統野菜」等の採種技術等の指導や種子保存への支援につきまして、また7番の財政上の措置につきましても、今回、県として条例の中に盛り込みたいと考えている部分でございます。

12ページをご覧くださいと思います。今回の骨子（案）には、法に規定した項目と法に規定されていなかった6つの網かけの項目、ただいま説明したものでございますけれども、ございます。この上から表を見ていただきますと、対象とする作物のそば・信州の伝統野菜等を加えたところ、基本理念、県の責務、種子の確保の部分、それから種子生産者への支援、「信州の伝統野菜」等の種子保存等への支援、財政上の措置と、この部分が新たに条例の中で加えさせていただいた部分でございます。

それから13ページからは、これに係るQ&Aになっておりますけれども、時間の関係がございますので、最後の16ページのQ10の部分だけ、説明をさせていただければと思います。繰り返しになる部分はございますけれども、今回、長野県らしい条例にということで、冒頭、部長のほうでごあいさつの中で申し上げましたが、どの部分が長野県らしいかというところをまとめたのがこの部分でございます。

①は、基本理念の中に、消費者への安全・安心な食料の安定的な供給ということが、この種の生産ということにおいては非常に重要なんだということを盛り込んだこと。②といたしましては、対象作物に、「そば」や「信州の伝統野菜」及び「将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種」を加えたこと。③といたしましては、本県の種子の生産等において重要な役割を担っている長野県原種センターを種子管理団体として明確に位置付けたこと。④といたしまして、種子生産者等に対する支援を明記したこと。⑤といたしまして、これらに係る財政上の措置について明記したこと。この5点が長野県らしい点、また特徴と考えているところでございます。

最後に17ページをご覧ください。今後の条例制定に向けたスケジュールでございます。本日、審議会でご意見を賜り、また、現在行っております2月末までのパブリックコメント、さらに今月5日、それから13日に開催されます県下2カ所での説明会、これらの場で幅広く、県民、関係の皆様からご意見をいただきたいと考えております。これらのご意見をもとに、3月上旬までに条例素案を策定し、県議会、2月の定例会の農政林務委員会でご意見をいただいた後、5月までに条例案を決定いたしまして、6月の県議会定例会に条例案を提出する予定とさせていただきたいと考えているところでございます。説明については以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは、これから委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。説明にもありましたように、議会への提案に向けて、これから素案について、またいろいろな立場の皆さんからのご意見もいただきながらということでもあります。ぜひ忌憚のない意見をいただきたいと思っております。

それで、それぞれの立場からいろいろな考え方があると思うんですが、この条例、長野県らしい特徴の一つが、種子管理団体ですか、こちらを条例上位置付けていくということがありますけれども。こういった全体の体系も含めて、またいろいろな考え方があると思っておりますので、まず春日委員、それを含めて、ちょっとご意見をいただければと思っております。また、ご質問等ありましたら、どうぞ、お願いします。

【春日委員】

私どものほう、原種センターの運営に当たって、協議会を持ってしっかりやっているところでもありますので、この位置付けをきちんとその条例の中に入れていただけるという点では、高く評価をしまいたいというふうに思いますし、いずれにしても伝統野菜までという話になってまいりますと、原種センターだけではなかなか難しい部分もあるということになるんで、それにはやはり、生産者が、それによってその所得が保障できるような形がやはりないと、なかなか難しい問題があるということでもありますので。

高齢化し、また、つくるところが、当然、平場というわけにはいかないんですよ。やはり隔離されたところとか、周りにそう同じ種類の物のないところっていうようなところをつくっていかねばいけないということになりますから、非常にその傾斜地や、そういうところをつくる可能性が非常に高いというふうに思いますので。そういうところへの、今、安倍さんはIT農業云々というようなお話をしているようでもありますけれども、なかなかそこまでできる問題ではないと思っておりますので、しっかりとそのサポートできるような、そういう体制をどうつくるかっていうことが必要なんではないかなというふうに思います。

一番は、そういうところを保障してやって、継続していけるような種子採種農家を育成していくっていうことも、一つ、必要ではないかなというふうに思います。当然、原種センターのほうで、そのもとをきちんと持つていくということは、十分、必要なことだというふうに思いますが、そんな形をぜひお願いをしたいなと思っております。

【小林会長】

センターの機能を含めて、また、生産者の皆さんのいろいろな所得条件整備ということですが、一つの課題であるということではありますが。武田委員、この辺の問題を含めてどうでしょうか。

【武田委員】

私は、ちょっと質問というんですか、この間、牛のほうで黒毛の種が中国に持ち出されたとか、こういう種子が海外に持ち出されて、生産してせっかくつくったものが、商標というんですか、そういうところはどういうふうになっているのかなというの、私もちょっと、ここで一生懸命守っていたんだけど、海外に持っていかれたと、そこで生産された物が逆輸入されたっていうようなことのおそれはないのかなというふうに、ちょっと思いますけれども。

【小林会長】

後ほど、また事務局のほうから説明をお願いしたいと思いますが。嶋崎委員、どうでしょうか、その生産サイドからの立場としてもいろいろご意見があると思うんですけれども。

【嶋崎委員】

これ、種子法を読ませていただいて、非常に県としてはいい対応ができたのかなというふうに思います。私も、さっき春日委員が言いましたように、一番大きな問題は、ここにも書いてありますが、450戸の家が400ha、約1,500トンということが書いてありますが。これ、一般のほかの農産物と同様に、高齢化して、こういうものをつくる人がいなくなることが一番怖いわけで、どんなに隔離しても、そして、確か16ページですかね、このQ10の④に、種子生産者等に対する支援を明記したと書いてありますがけれども。やはりここはもう一回、今日のここでは要らないですけども、やはり時代の変化とともに、原種センターもあり、国から、今度、長野県が云々だと、そばから伝統野菜となるという。この生産者の確保をしない限り、絵に描いた餅になるんじゃないかなと。

もう一つは、やはりこの原種センターが、今度、かかわってきたわけですけども。やはり、我々、農業をやっている団体とすれば、農研機構（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）という国の機関がありますけれども、これも、今まで国の方が理事長をやっておられたんですけども、今度、久間（和生）さんですかね、三菱電機の副社長がなられたと、初めてだったかと思います。要するに国のそういう機関も民間の力を入れて変わってきたとなると、やはりこの原種センターも、私、ちょっと詳しいことはわからないんですけども、できればやはり、時代が変わり国から県になったと、それから「稲・麦類・大豆」というところに「そば」とか入ってきたとなると、この組織改革も、もう一回見直してみるのではないかなという、2つの、やっぱり組織改革と、やはり生産者の問題、この辺が一番大きな問題ではないかというふうに思っています。

【小林会長】

ありがとうございます。今、お三方からご意見をいただきまして、一つは原種センタ

一そのものの、これからの展開の関係と、それから伝統野菜がこういった条例対象となることにあわせて、種子農家の、所得を含めた、そういった支援策等の、全体についてのご意見だったと思いますけど。県のほうからご説明がありましたらお願いいたします。

【伊藤農政技監兼農業技術課長】

それでは、適宜、ご回答といいますか、説明させていただきたいと思います。まず最初に、春日委員からございましたような、やはり種子生産者をきちんとサポートしていく仕組みが必要だというのは、私どももそう考えているところでございます。嶋崎委員からもございましたが、非常に種子生産者、実態としては高齢化をしております、65歳を過ぎた方が非常に多いという実態でございます。こういうような方、先ほど申し上げましたように、非常に巧みなわざ・技術をお持ちでございます、種の生産というのは、ほかの作物をつくるノウハウとまた違ったノウハウがございます。こういったものをきちんと次につないでいくということが極めて重要と思っているところでございます。

一つは、やはりその種をしっかりとつくって、生活できるような価格水準ということももちろん重要だと思いますし、また、そういったことを継続してやりたいという方を支援するとともに、新たにやりたいという方も発掘をすることが非常に重要だと考えているところでございます。あわせて、この巧みな採種技術というのをしっかりと、新しく生産される方には伝承をして、きちんと生産ができるような体制をつくるというような支援が極めて重要と、私ども、考えているところでございます。

それから、武田委員からございました海外への品種の流出、あるいは保護の問題でございますが。基本的には、国内におきまして種苗法という法律がございまして、種苗法に基づいて登録されております品種につきましては、この権利がしっかりと保護をされているところでございます。そういったものでございますので、例えば種苗法によって権利が保護されている品種が勝手に海外に持ち出された場合、それが国内に入るようなことについては、阻止することが可能でございます。ただ、こういった保護がないものにつきましては、自由に流通ができるようになっておりますので、海外でつくられて国内に入ってくるということも、可能性としてはあると考えているところでございます。

それから、嶋崎委員からございましたような、まさに高齢化の中でつくる方をどう確保するかが鍵というのは、私どもも全く同意見でございまして、非常に、ここ、重要な点であると考えております。県内にもたくさんの種をつくっている産地もございますので、産地ごとに、今後、どういう形でこの継承をしていっていただけるのか、あるいは何年ぐらいつくっていただけるかっていうような調査も含めて、種の生産者ごとに、産地をこれからどうするかということについて、しっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから農研機構さんとの連携も含めた、原種センターの組織改革というお話でございましたけれども。原種センターの現在の機能といたしましては、主に主要農作物の種子の

生産、それから備蓄、こういったことが一つでございます。それから県育成品種、例えば野菜花き試験場ですとか、果樹試験場等でできました、県が権利を有している品種の種を生産するという行為、主に園芸作物になってまいります。それとあわせまして、遺伝資源としての種の保存という業務も行っておりまして、これが三本柱の事業でございます。

ただ、先ほど嶋崎委員からもお話がありましたように、これからどういう形でやはりこの種の業務というのをやっていくかということについて、またしっかりと考えながら、必要があれば、新しい事業を行う、あるいは今やっている事業を見直すということも必要だというふうには考えているところでございます。説明については以上でございます。

【小林会長】

よろしいでしょうか。特に知的財産については、今、お話がありました種苗法といった植物の関係もありますし、動物を含めた知的財産、特許等々、それから商標の関係がありますので、そういったところのいろいろなものをこれ活用しながら、現場の皆さん、せっかくいいものをつくったとあって、やっぱり守っていくという、そういった体制も、これからいろいろなところで関心が高まってくるんじゃないかと思っています。

それでは、消費者の皆さんからもいろいろご意見あったと思うんですけども、そういった観点でご意見をいただければと思います。園原委員、どうでしょうか。

【園原委員】

では消費者の代表ということで、今回、「信州の伝統野菜」について、条例の中に入れていただいたというのは、すごく何か、これからの県民の食生活を豊かにする、一つのポイントになるかなと思っています。

後からお話ししようと思ったんですが、今日、皆さんに、これ、お配りしてありますが、これは今年度の事業で、「長野の野菜はおいしいよコンテスト」の冊子です。この中に、これ、小学校・中学校の子どもたちを対象に長野県下全体で募集をしたところなんです。本当に、阿南の、一番最初の最優秀賞をもらった子どもは、「鈴ヶ沢なす」、それから「三紀層大根」とあって、その伝統野菜を使ったお料理をつくって、入賞、最優秀賞につながっています。

子どもたちも、みんな、小学校・中学校の学校給食で、そういう、栄養士が献立に入れて、行事食として提供したりしておりますので、この条例の中に「信州伝統野菜認定制度」を入れていただき、何か本当に安心というか、いいことをしていただいたなというふうに思っております。

これ、ちょっとご覧になっていただいて、本当、小学校・中学校の子どもたち、独創的な野菜コンテストになったかなと思って、農政の後援もいただいて、11回やったんですが、今年度で終わりになりそうです。ほかの、東京ガスとか、それからいろいろな学校給食とか、いろいろなところでこのコンテスト、やり始めたので、ちょっと11年やったんですが、

終了というような話を聞いておりますが。ちょっと一定の効果につながったかなと思って
おります。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは松本委員、ご意見いただけたら。ご質問等でも結構
でございます。

【松本委員】

まだ自分自身がそんなに農業に関わってなく、自分の家で食べる野菜類というものが
主なんですけれども。地元において、「西山大豆」というところで、今、自分でもそれを空
いている畑を使って生産しつつ、今のところ、主要的に、醤油絞りと味噌を、大豆を使っ
て、最近なんですけれども、作り出したことによって、やっぱりそれをいただいた方か
らの感想で、やはり手づくりの物、いいよねって言って、しかも地元の大豆でできた物を
いただけたってということで喜んでいただけたものがありましたので。

その中で、まだまだちょっと後継者っていう部分には行きませんが、本当に地元
においても、種とりっていうか、そういうことをやってくれる方が、本当に高齢化して
いますので、そこについて、地元でも考えていっていることではあるんですが。なかなか
そこまで、自分が踏み込むところまでは行っていませんけれども。県のほうの情報
だったり、こういった中で、もうちょっとそれが、広範囲でちょっと話を進めて、地元にも
来たらしいのかなってところで。ちょっと、まだまだ、今、勉強中で何を質問とい
うこともないんですけれども、そんなちょっと感想だけ、すみません。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。また、流通されたり、輸出等々、いろいろ努力されていらっ
しゃいます、堀委員からもお願いします。

【堀委員】

輸出という方向から、若干、お話をさせていただきたいと思います。今日のこの条例案
に、若干、外れるかもしれませんが、今、輸出の中で、「シャインマスカット」が、一番、
長野県からは主力で輸出がされております。その「シャインマスカット」が、もう2年前
から韓国産がかなり多くなって、競合のライバルとして出てきた。昨年は中国産が大きく
増えてきているという状況でありまして。韓国産につきましては、単価が日本産の大体2
割から3割安で入荷されている。それで中国産につきましては約半値で入ると。私ども、
商談に行く中で、韓国産が横に並べられ、中国産が横に並べられ、日本産がこの価格でど
うなんだということの商談にも入っていかないとならないです。

この優良品種が、外国のほうへ品種が流出しないような政策をとっていく、これを守っ

ていくということも、これから非常に重要なことになってきております。特に、この政策を、長野県として、これから新しい品種がどんどん出て開発されていく中で、これを増やしていく段階の中で、その政策をきちんととっていただければ、販売のほうに、かなりの長野県産の農業、力強いものになっていくんじゃないかというふうに考えております。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。それぞれ、皆さんから、伝統野菜、あるいは長野県らしい品種でつくった、それが具体的に消費者の皆さんにどういった形で届けていくのかという点から、料理のお話もありましたし。また、輸出については、特にそのどうやって保護するかと、これ、今までもいろいろな問題もありました。また武田委員のお話もありましたけれども。それは、先ほどのようないろいろな、制度とか、あるいはその輸出入の關係のいろいろな協定等々含めてあります。その中でやっぱり、長野県、産地として、また、いろいろな体制をとっていくということもあろうかと思えますけど。それを含めて、また回答がありましたらお願いいたします。

【伊藤農政技監兼農業技術課長】

まず最初に伝統野菜の供給でございますけれども、現在、76の種が伝統野菜に認定をされております。このうち、実際にこれを栽培するグループさんがいるものが、47グループいらっしゃるしまして、49種類の伝統野菜がつくられております。また、加工品ということで、例えば漬物にするとかということで作られている部分も若干あるわけでございます。具体的には、地域でそういったグループさんができまして、そちらのほうの皆さんが、販売をするというところの支援という部分があるかと思えます。

例えば県内のスーパーさんのほうに伝統野菜のコーナーをつくっていただくというようなことですか、あるいは銀座NAGANOで伝統野菜の一部を販売するということですか、あるいはこういったパンフレット等もございますけれども、こういった形で、できるだけ多くの方々にこれらを知っていただくという取組をしているところでございます。やはり、まだ生産量が少ない物が多いということなんで、地元で買っていただけるような場所を紹介するというようなことも行っているところでございます。

伝統野菜については、広く流通させるのがいいというご意見と、それからやはりそれはその地に来て食べていただくという形がいいんじゃないかという、いろいろなご意見がございますので、こういったそれぞれの地域の皆様のご意見もいただきながら、消費者の皆さんにこういったものの紹介をまた進めていければなというふうに考えているところでございます。

それから、知的財産の保護の關係でございますけれども。長野県で、先般、発表いたしました、赤色の大粒で皮ごと食べられる「クイーンルージュ」という品種がございます。

こちらの品種につきましては、国内に今までなかった、「シャインマスカット」の、要は赤版というふうに考えていただければいいんですけれども、ブドウでございます。これにつきましては、実は、海外、特に我々がターゲットとしております東南アジアで、商標と、それから品種の登録の申請を並行して進めているところでございます。「シャインマスカット」の場合には、その手続が行われていなかったために、海外で勝手につくられて、また販売をされているというところでございますけれども。この品種につきましては、品種登録を外国で行いまして、その種苗的な保護を行うとともに、販売につきましても、名称を商標登録という形で保護しまして、同じ名前で売れないようにしてしまうという戦略を今とっているところでございます。

先ほど会長のほうからありましたように、今後、こういった政策については、非常に重要になってくると考えておりますので、戦略的に必要なものについては、同様な措置をしっかりとって、長野県の育成した県民の財産である知的な財産を守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

【小林会長】

ありがとうございます。これまでの議論、いろいろな観点が出ておりますが、また引き続きまして、市川委員、ご意見お願いします。

【市川委員】

皆さんと同じような意見、私にもありますが。やはり、私は、生産する立場、農業者の立場でちょっと話をしていきたいんですが。やはり、安心して安全な物をつくって、つくることが我々の仕事なんで、それを食べていただく。それは私たちも食べて、消費者の皆さんに食べてもらおうと。そうでないと売れないと。我々は生産ですから、売れないと困るっていうのが一番あれなんです。その中で一番大事なことって、やっぱり種子なんです。この種子を、国が何でその去年の4月に撤廃したかっていうのは、本当、国の考え方、わからない。それを撤廃したから、長野県でこういう条例をつくらなくてはいけないということで動き始めたと思うんですが。長野県としては、やはりこれを、早く条例をつくるべきだと思います。やはりこう守るものを守っていかないと、本当に、今度、農産物をつくったときに、安心・安全に食べてもらえるのかっていうのが、それが一番不安なもので、早くやっぱり、我々としてみれば、農業としてみれば、種子が命ですので、種子条例をしっかりとやっていただきたいと。

それでやはりその長野県の伝統野菜、この種子は守る、守らなければいけないと思うんです。それがどこへ行ってもつくられるかどうかわからないというのもありますし。その中で、その種子の生産者、今、中山間地、周りがやっぱり平地だとすると、あらゆる物をつくってしまうもので、その種子が化けてしまうから、やっぱりその中山間地で、隔離されたところで作るっていうのが、これ、長野県、やっぱりいい発想だと思うんで。

そういう中で、我々、つくる者にしてみれば、中山間地っていう農業っていうのはかなり大変なんです。生産しても量が上がらないっていうこともあったりして、かなり大変なもので。できれば、種子をつくる産地っていうのを、中山間地で名乗りを上げてもらって、私の地区は集落でこれをつくるからというような名乗りを上げていただいて、手を上げていただいて、その場所に支援してつくってもらおうとかね。やはり中山間地農業で、つくる物がないところもかなりあると思うんですよ。そういう中で、種子を守るためにどこか地域ないかと、それを投げかけていただいて、そこで支援していただいて、種子を守りながら、その中山間地農業を守るような仕組みづくりができればありがたいと思うんです。

やはりこう、またくどいようですけど、この条例を早めにつくっていただいて、長野県から国のほうへ発信して、やはり国で管理しなければ、種子はまずいと思うんです。長野県だけじゃなくて。再度、もう一回、国のほうで種子法をしっかりとるような機運に、長野県から強く発信していただきたいと思います。

【小林会長】

ありがとうございました。赤羽委員、どうぞお願いします。

【赤羽委員】

では私からは、新品種の話をしていただきたいと思います。前の種子法のところに、優良な品種を決定するための試験というのは、県の責務というか、県がやることになっていて、今回、アンケートの中で、主な意見が7ページにあるんですけども、分類Aの中で、優良な新品種を開発してほしいというのがあって、それに対して、骨子（案）に反映したという分類になっています。しかし、後ろのほうの骨子（案）を読んでも、優良な新品種を開発しているのが県というのが出て来ない。農業試験場のホームページを見せただくと、農業試験場では稲と麦、野菜花き試験場では大豆とそばの新品種・新品目の育成・開発に取り組んでいるということでホームページに載っています。この試験場の役割というか、試験場のことが県の責務のところ載っていてもいいのかなというふうに思います。新品種に関する位置付けというのが見えなかったということで、新品種のことにごんなふうに取り組むかというのを、ご回答いただければと思います。

それから、先ほどの堀委員さんが言われた輸出の話で、たまたま私も、県にいたときに輸出に取り組んだことがありまして、彰化県という台湾の台中の近くの県へ「ナガノパープル」を持って行って売ろうとしたんですが、そこは「巨峰」の産地なんです。その時に、彰化県知事に会わせてもらって話をしたら、ここは昔、日本の方が来てすごく指導してくださって、今は台湾一の「巨峰」の産地になりました、ありがとうございましたというような話をされました。今回は「ナガノパープル」というのを持ってきたんですけど、いかがですかと言ったら、それもいいけれども、「巨峰」がいっぱいあるんでこっちを買っ

てくれみたいなことを言われまして、せっかく外国へマーケティングに行っても、もうそっち、向こうに似たような物があるというのが、すごく寂しい思いをしました。

やっぱり、県で開発した良い品種、これ、「巨峰」がそうだったとは言わないんですけども、やはりその守るべきものを守って、ぜひ、その優良な、開発した新しい物が、外国へ行って、どんどん増えていってしまうという、この現実を見た中で、ぜひ、先ほど堀さんが言われたような形での、そういった外国との産地の競合、勝手につくっちゃうみたいな、そういう部分に対してのガードっていうのをしっかりやっていただきたいというふうに思いました。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。今のご意見の中で、中山間地での産地化っていいですかね、そういったご意見もありましたし、また、特に優良新品種について、県の試験場を含めた体制という、そういったいろいろなご提案がありましたので、また県のほうからご説明をお願いいたします。

【伊藤農政技監兼農業技術課長】

ご意見ありがとうございます。まず、中山間地域をぜひこれ使っていくべきだというご意見については、全く我々も同感でございます。やはり長野県の種場というのを見ますと、大体、中山間の、あまりこう、上田の塩田平みたいに広がっているところじゃないようなところで生産をしている状況がございます。特にこれから新しい生産者の方をお願いしていくというようなことが出たときに、やはりそういった切り口は非常に重要なというふうに思っております。やはり地域ぐるみでそういったものに取り組んでいただくということが非常に重要になってきますので、ただいまいただいたようなアイデアも入れながら、新しい産地の掘り起こしに努めてまいりたいと思っております。

それから新品種の関係につきましては、これ、この骨子（案）の4のところに、（1）といたしまして奨励品種の決定ということで、前の法令と同じように、県は、普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するという記載がございます。前回の法律も同じような記載でございましたけれども。試験場における新品種開発というのは、もうそもそも前提の話というふうに私ども考えておまして。これまでも長野県の試験場、米の「風さやか」もそうですし、今回、デビューいたしました酒米の「山恵錦」もそうですけれども、米の研究もしっかりやっておりますし。あと麦の新品種につきましては、国の予算も大分いただく中で、全国でのかなり大きなシェアを持っているところでございます。また大豆についても、複数の品種を持っておりまして、県内の大豆産業に非常に貢献しているということでもあります。これらのものは今後もしっかりと研究開発を進めていながら、その中で、特に県内に普及すべきものをこの奨励品種として決定するという手続でやっていくことになるのかなというふうに考えているところでございます。

また、輸出につきまして、先ほど「クイーンルージュ」のお話で申し上げましたが、やはり知的財産は、昔とは違って、もたもたしているとやられてしまうというのが実態かなと。まさに「シャインマスカット」の状況が、我々にそれを教えてくれているというふうに思っております。

また、「巨峰」の産地云々という話がございましたように、国際協力の問題についても、非常に、今、デリケートな問題がいろいろあるのかなと思っております。従来はやはり、あまり輸出ということが盛んに行われていなかった場合には、海外にそういったその栽培技術の協力を行った場合でも、あまり日本には影響はなかったんですけども、最近はそのような物がどんどん日本にも入ってくるような、こういういろいろな流通の進歩ですとかというふうになっておりますので。様々な角度から、やはりそういった品種の供与ですとか、あるいは技術の提供ということは、十分慎重に検討しながら、協力すべきところは協力もするし、出せませんというものはしっかりと出さないという決意で取り組んでいくべきだろうというふうに考えているところでございます。

【小林会長】

ありがとうございます。あれですね、研究所、試験研究機関で、今、いろいろな活動をされて、結構、成果も上がっているんですね。これ、国のほうも含めてそうなんですけれども。なかなか皆さん、割と静かにやっておられて、あまり、積極的なPRもあまりないというのが何か伝統なんですよね。だから、これからはむしろ、常日ごろのそういった活動だとか、いろいろなことをむしろ積極的にいろいろPRしていったほうが、いろいろなまた皆さんにこういうふうに理解していただくということかという感じがいたしますね。ちょっと余談になりましたが。

皆さんから意見いただきまして、それで、これからまた議会のほうで審議いただくんです。そういう意味でも、清沢委員、またご意見ありましたらお願いいたします。

【清沢委員】

そうなんです、今度、代表質問でやります。一つだけ、すまないんですが、ここに、主要農産物等、「等」の中にそばと、それから伝統野菜が含まれるわけですね。私は、思うのは、種子法ともう、何ていいますか、離れて、県独自の条例としてつくるわけですから、全部言ってもいいんじゃないかと。主要農作物とそば並びに伝統野菜、長野県の伝統野菜というふうのほうの方がわかりやすく、皆さんの関心を引くことができるんじゃないかというところが一つ思います。

それから、今の優良新品種、試験場でやってということですが。それを超える技術ね、農業技術、これが、純粋な民間で出てきた場合。例えば生産量が非常にある種子とかね、それは遺伝子組み換えではなくて、というようなことが出てきた場合。この条例が、農業の力そのものを、待ったをかけるような形になってはいけないというふうなことを思って

いる。嶋崎委員がさっきおっしゃった、民間がいろいろなことをやっぱりその研究してきた場合にはどうするかということの視点は、国会の議論では、大変危険なところに持っていかれるのではないかというような議論になりましたけれども。そうでなくて、やっぱり実際にそういう話っていうのは出てくるんだろうというふうに思います。そこにどういうふうに、例えばそれが外国企業だった場合にはどういうふうにガードをかけていくかというようなことも、きっと、種苗法ではあると思いますけれども、この条例としてはガードをどうやってかけていくかというようなことも、多分、必要になってくるんだろうというふうに思います。

【小林会長】

埋橋委員、お願いいたします。

【埋橋委員】

県のここまでのご努力に、本当に敬意を表したいと思います。大変お疲れさまでございました。私も、伝統野菜を入れられるか、入れられないかについては、随分、私なりにどう評価を申し上げるか、迷ったところなんです。というのは、主要農作物種子法が廃止されたんで、それに対置するなら、県として、やはり、そばを加えていただくのはいいんですけど、そこでとどめられるのかなと思ったら、もっとこう舞台を広げていただいたんで、これは、かなり皆さんにはアピール力があると思います。であるならば、やっぱり「等」じゃないほうがいいのかなと、今、清沢委員のお話を聞いていて思った次第であります。

もう一つは、消費者の皆さんから、これのほかに不安の声が上がっているのは、やはり遺伝子組み換えを、何とかこの条例で排除してほしいというお声がうんと強いんですけども。そこは書きようもないと思うんですが。これは、いろいろなところでご意見が出ていると思いますけど、どういうふうに答弁されているか、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

もう一つ、これは、テクニカル的な問題ですが、条例施行が来年の4月1日となりますと、今年のとれ秋の種はまだ現要綱でやる。伝統野菜については、来年産からカバーされると、こういうことでしょうか。

【小林会長】

それでは、若干、議会審議の先取りみたいですがけれども、また県のほうからお願いいたします。

【伊藤農政技監兼農業技術課長】

ありがとうございます。まず清沢委員からお話、また埋橋委員からもありました、名称につきましては、また、様々なご意見をいただきながら、しっかりと検討してまいりたい

と思います。

それから民間品種のことでございますけれども、清沢委員おっしゃった遺伝子組み換えではない、では例えば国内の企業がつくったというのはどうなのかという問題、これ、確かにあるかと思えます。この奨励品種の制度というのは、もともと民間育成のものを排除した制度にはなっておりません。ただ、その種が、例えばきちんと長野県で採種できるものなのか、あるいは安定的に供給が確実にできるものかということがわからないものについては、長野県で安心してつくってくださいとは言えない部分がございます。そういったものが担保されているという前提で考えたときには、例えば民間のものだからだめ、県が育成したものだからいいという議論はないというふうに考えております。長野県の農家にとって、また消費者にとって、よいものであれば、県の試験場が育成したものでなく、また遺伝子組み換えでもなく、安定的に種子が供給されるという前提がきちんと担保されているものであれば、それを奨励品種にするかどうかという検討は、当然、行っていいものだというふうに考えているところでございます。

ただ、逆に、何でも民間のものならいいかとかですね、そういうことにはならないと思えますので、あくまでも長野県の生産者の方、また消費者の方にとって、これが有益であって必要なものだということが、ある程度、めどが立ってくれば、そういったものも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、埋橋委員からご質問のありました遺伝子組み換え作物等との関係につきましては、資料の15ページをご覧くださいと思います。15ページのQ6がございまして、遺伝子組み換え作物が生産されたりとか、交雑の心配がないかという問いになっております。もともとの種子法の中には、遺伝子組み換えの規定がないわけございまして、直接、このことと、この法律はつながらないんですけれども。遺伝子組み換えの作物につきましては、関連法、下に*印でございまして、食品衛生法ですとか、食品安全基本法などの法律に基づきまして、国が科学的な評価を行って問題がないものだけが、輸入、流通、栽培される仕組みになっているという状況でございます。

実際に、今、国内で遺伝子組み換え作物で栽培されているものは、花の「バラ」、「青いバラ」というのがありますけれども、これだけということで、やはりこれは消費者の皆さんの遺伝子組み換え作物を食べたくないなという感情から、つくられていないものというふうに考えておまして。こういった消費者の皆さんのお考えが変わらない限りは、国内で食用の作物を栽培する確率は非常に低いと思っております。

また、稲などの主要農作物につきましては、自分の花の中のおしべとめしべで受粉して実がなるという仕組みになっておまして。よっぽど近いところにつくらない限り、交雑するという危険性はあまりないと思っております。ただ、ただいま埋橋委員のほうからお話がありましたように、こういったその交雑の危険性みたいなものについて、何か考えてもらえないのかということのご意見をいただいておりますので、今、複数の県でこのガイドライン的なものをつくって、例えばそういったものを仮につくる場合には、知事に

届出をなさいますとか、あるいはつくる場合の場所の、近隣の農家さんに説明会をやりなさいとか、そういうことを規定しているところがございます。こういったものの部分について、今後、内部で検討してまいりたいというふうに考えているところがございます。

それから4月1日に施行ということで、来年の4月まで行くだらうというお話でございます。確かに主要農作物の種子につきましては、もうスタートしておりますし、手続等もいろいろな標識の問題とかもございますので、ここは4月からとしたいと思っております。伝統野菜の、例えば種子の保存ですとか、可能なものについては、できる限り早めに準備をしてまいりたいというふうに考えているところがございます。

【小林会長】

ありがとうございました。ほかにまたご意見ありましたら、はい、春日委員、どうぞ。

【春日委員】

この条例にはあまり関係ないと言ったら、あれなんですけれども。今の食の安全っていうお話が市川委員からありましたように、私どもも本当に心配しているのは、遺伝子組み換えの部分ということが心配になるんですね。日本の食料、38%は自分のところでつくっておりますけれども、ほかはみんな輸入という状況の中で、食品表示法っていうやつがしっかりとできているのかなど。本当にどこかの国の名前だけが出てくるだけで、何が使われてこの物がつくられて食品になっているかっていうところが見えてない部分があるわけですね。当然、その遺伝子組み換えの大豆や小麦やトウモロコシが使われている。また餌にもそれが入って、二次的に畜産物にそれが入ってきているという状況が、もう、今、起きていますから、そこのところをこう、全然、その表示をきちんとさせないで、選択肢を持たせないというのは、いかがなものかなと思います。

だから、そういう点をやはり、これとは別だとは思いますがけれども、しっかりと県会でもそこをやっていただいて、県のほうもやっぱり、そこのところをやっぱり、国民の食料を守るというような意味からもですね。しかも、今年、食料・農業・農村基本計画、5年目のところで作り直しをするというところですから、ぜひそこに、しっかりとそういうそのものを入れるべきではないかなというふうに思います。

しかも、モンサントに代表する、その世界的な種屋さんは、これでもう世界を席卷しているという事実があるわけでありまして。その種を買わない限り、1年ごとにでしかつくれないという種子でありますので、当然、種子を押しえられれば、もう終わってしまうという心配がある。たまたま、水稻とかそういうものについて、まだモンサントは興味を持ってないということなんでしょうけれども。今の大豆なり麦なり小麦なりっていうようなものが、どんどん、今度は日本の中に入ってくるというところをしっかりと抑えるには、そういうところをやっぱりしていただきたいというふうに、これとは直接関係なくて申しわけありませんが、ぜひお願いをしたいなと思います。

【小林会長】

ありがとうございました。ほかにどうでしょうか。園原委員。

【園原委員】

今、春日委員が、表示をしてほしいって、今、おっしゃったんですが。ローソンとかセブンイレブン、皆さんは何か商品を買ったときにご覧になったことがありますか。みんな熱量から、たんぱく質から、塩分から、それからどんな食材を使っているかという、みんな表示されてきています。これ、多分、ちょっと年代があれだったんですが、平成32年までに、みんな表示しないといけなくなってきましたよね。ですから、何か物を買ったときに、ラベルのところに空欄になっているところに、全部、そこ、栄養量が入るようになっています。だから、何か、もしお買いになったら、随分、素材とか、材料とか、それから調味料とか、みんな表示されてきていますので、多分、みんな、意識されてきているのかなというふうになっていますので。国の厚生労働省のほうは、進めている部分はそこかなと思っていますけれども。

【春日委員】

国の表示って、原産地、生産のあれがないんですよ。

【園原委員】

国っていうか、何々県とか。そこまでは・・・

【春日委員】

外国だけっていうだけで、国のやつ、アメリカだとか。

【園原委員】

ただ、輸入の物だったら、どこからっていうのは、入るようになっていますけれども。そこがまだ規定されてないかもしれないけれども。でも、随分と、以前よりも細かく表示はされてきていると思うので、私たちは、ちゃんとそれを選んで食べる力も持っていかないといけないかなと思っていますけれども。

【小林会長】

堀委員、どうぞ。

【堀委員】

マーケットのほうで、スーパーで売られる物につきましては、原産地表示というのは義

務付けられております。問題点は、今、流通の約50%は業務用需要なんです。生で買って家庭で料理して食べるというのは、もう半分になっているのが、今、流通の現状でございます。業務用需要のレストランで出てくる物に関しては、どこでどういう形でつくられたかということ、一切、表示がされていないというのが今の現状で、それが、今、流通の半分になっている。ただ、そこまで本当に突っ込めるのかどうかという問題もあろうかと思えます。この場での意見交換ではなくて、参考までの意見としてお話しさせていただきました。

【小林会長】

ありがとうございました。ではほかにどうでしょうか。それでは、時間もちょっと来たようでありますので、この議題につきましては、この辺で終了させていただきます。条例案、骨子（案）についてのご意見、また、これからの運用方針ですね。そこがまた非常に大事なところがあると思えますので、今日のご意見をまた踏まえられて、またこれから議会等の審議等々ありますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

また、やはり、今日、いろいろな幅広いご意見として、その種子法、種子条例の世界を超えた話がいっぱい出されましたけれども。やはりそれぞれ、種子生産していい品種をつくって、それを消費者に食べていただくという中での、関連する重要な案件でして。そういう意味で、そういったところも、これからまた長野県としてもいろいろ議論したり、いろいろな方向付けというのが大事だと思うんですが。

国のほうでいろいろやっぱり議論されているんですよ。例えば遺伝子組み換えで言えば、その混入率っていいですか、どのくらいの混入率をここに表示するのか、それは、先ほどの春日委員の選択の機会の鍵になってくるわけですけれども。そういったところについての、やはりいろいろな関係について、また県のほうの立場としていろいろ意見を出していくという、そういったチャンスもあるかと思えますので、今日のご意見も踏まえながら、そういったことをまたこれから検討していただければと思っております。それではどうもありがとうございました。

(2)「第3期長野県食と農業農村振興計画」の達成指標について

【小林会長】

それでは、次の議題に移らせていただきます。2つ目の議題であります、「第3期長野県食と農業農村振興計画」の達成指標の関係であります。まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

【小林農村振興課長】

農村振興課長の小林安男でございます。私のほうから、振興計画の達成指標の設定につ

いて、ご説明をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。すみません、着座にて説明をさせていただきます。

初めに資料ではなく、こちらのお手元に配付してあります、第3期振興計画の本冊の21ページをご覧くださいと思います。第3期の計画では、ご覧いただいたとおり、26項目の達成指標を設定して取組を進めているところでございます。このうち2番目の法人経営体数及びその常雇用者数については、法人数につきましては、データから目標年には1,080経営体を確保するとしたところでございますけれども。その常雇用者数につきましては、データがなかったことから、本年度、新たに調査を行いまして、その結果から改めて設定をすとしていたところでございます。ここの部分について、今回、新たに設定をさせていただくということで、お願いしたいと思います。

それでは、すみません、資料2のほうをご覧ください。お配りしたお手元の資料2という資料でございますけれども。まず、2の達成目標とその考え方の表に示しましたとおり、今回、法人経営体の常雇用者数を、私どもの調査した結果から、現状を6,420人といたしまして、目標の2022年度には、7,170人に増加させると設定をさせていただきたいと考えております。

この根拠でございますけれども、今回、県内の1,005の農業法人にアンケート調査を実施しました結果、826の経営体から回答がございました。8割を超える高い回答率でございます。これをまとめたものが、現状の常雇用者数に対する充足感の状況の表でございます。中段の辺にありますけれども、この表でございますけれども。この結果、常雇用者数0から14人の中小規模の法人では、平均して55%の法人が雇用者については充足していると答えているという状況がわかりました。また一方で、常雇用者数15人を超える大規模法人では、充足しているとしました法人は、33.7%で3分の1にとどまっていたという形になっています。「15～」というふうに行っているところの欄のところでございますけれども、そういった結果がわかったところでございます。

このため、考え方に記載をしたとおり、①の常雇用者数14名以下の中小規模の経営体につきましては、充足率を踏まえまして、不足しているというご回答をいただいた法人に対して、常雇用者数を1名増加させるということを計画させていただき、一方で②の大規模経営体につきましては、規模や充足感、こういったものを考慮しまして、不足していると回答をいただいた法人に、現況の常雇用者数の1割の増加を目指すというふうな考えをまとめさせていただきました。ここは、例えば従業員数が20名の法人であれば、2名を増加させるというようなことという形で計算をさせていただいたところでございます。

さらに法人数を目標年には1,080まで増加させるというふうにしておるわけでございますけれども、③に示したとおり、新たに設立する法人の部分については、直近5カ年で新たに設立した法人の常雇用者数の実数、これがわかっておりましたので、これから必要な常雇用者数を設定させていただきまして、この3つの積算の合計から、全体では750人の増加を目指すという設定をさせていただいたところでございまして。そこに、下のほうに年

次計画の表についてもお示ししましたけれども、年度ごとにそれぞれ増加を図っていき、2022年度、目標年には、7,170人の常雇用者数を確保するというふうにしたところでございます。

また、この目標の達成に向けては、3の(1)に記載したとおり、雇用する側の農業法人の雇用力などの向上に向けた研修会や、専門家の派遣による個人指導などの取組を進めるとともに、(2)の従業員の確保に向けた合同説明会の開催などの取組を進めるなど、雇用する側及び雇用される側、両面に対する施策を総合的に進めまして、この目標の達成を目指してまいりたいというふうを考えているところでございます。私からの説明は以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございます。雇用形態での、その農業参入といいますか、そういったものの位置付けの高まりの中で、振興計画をつくるときの、踏まえた指標が示されたということでございます。これにつきまして、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。嶋崎委員、どうでしょうか、これにつきまして。

【嶋崎委員】

この750名を増やすとか、この目標は非常にいいと私は思います。ただ、ここの表にあります、「0」と「1～4」、常雇用者数がですね、14以下と15以上に分けてあるんですけども。私から見ると、「5～14」もそうなんですけれども、この表の目標設定の仕方は大きな問題はないと思うんですけど、その陰に隠れている大きな問題が、人を雇うってということの大変さ。要するに、単純に1人増やせばいいのか、15人以上の方は33.7%の云々だということ。しかし、今、長野県農業に限らず、日本の農業者が、人の常用者、要するに正社員なり、年間ですね。この人を雇うことのテクニックとか、考え方とか、経営学というのをほとんど知らないわけで、この人を雇う基本的能力がない人たちが、幾ら1人、2人増やせといっても増えないかと思うんですね。

ここにもう一回、今日はあえてありませんけど、今後、農政部としては、経営者がそういう、目的は人を雇うことですけども、どのようなことをしたら人が雇える、経営者のレベルアップをしない限り、この数字は出てこないんじゃないかなと思いますので。数字についてはとやかく言うことはありません。並行して、どうやったら、正社員というか、常雇用できる人たちを増やせる経営者を育成するかということが、長野県農業の大きな発展につながるんじゃないかという、ちょっと蛇足というか、ちょっとお願いでございます。

【小林会長】

ありがとうございます。今のご指摘につきまして、ご説明がありましたらお願いいたします。

【小林農村振興課長】

まさに嶋崎委員のご指摘のとおりでございます。単に人を増やすといっても、すぐ1人、2人、増やせるわけではございませんので、その経営者の方が、まさに企業の経営主として雇用力を高め、経営管理能力を高める中で、従業員を増やすという部分のところの行為が確実に行われなければいけないというふうに私どもも考えているところでございます。そういう中で、国の農業経営者総合サポート事業等も活用しながら、また法人協会の嶋崎委員を初め皆様方のご協力なども得る中で、今の長野県内の農業経営者の、さらなる経営管理能力の向上に努めていかなければいけないなというふうに考えておりますので、またご協力もお願いしたいというふうに考えております。

【小林会長】

ありがとうございました。ほかにどうでしょうか。清沢委員、どうぞ。

【清沢委員】

そもそもですね、この法人経営体数を多くしていくというのは、また大事なことだと思うんですが。その中での常雇用者数を常にプラスに持っていくという話は、これからスマート農業といってICT農業を研究していく中で、このことが大事なことになるのかどうかというの、もう一つ、考えたほうがいいんじゃないかということをおもうんですよ。これから各業界、いろいろな場面・場面で、人も減っていくっていいですかね、労働力が不足していくというのは、これはもう見えていくことですし、そのためにどういうことをやっていくかというのは別問題でいろいろあります。その中で農業もICT、スマート農業をやっていくという話になってくるわけですから。多分、人をどんどん増やすという話というのは、それは理想としてはあるかもしれないけれども、このことを目指していったんでは、ほかの技術が、やっぱりその向上を目指すことができないんじゃないかなということをお少し思うのです。

【小林会長】

埋橋委員、どうぞ。

【埋橋委員】

今回、この数字ですね、常雇用者数ですか、今回の入管難民法でなった、農業も、いいか、悪いか、14業種の対象になってしまったんですけど。それはこの中に数字として織り込んでいるのでしょうか、想定しているのかどうか、お願いします。

【小林会長】

いずれも重要な指摘だと思いますが、ご説明をお願いいたします。

【小林農村振興課長】

長野県では、この第3期の食と農業農村振興計画の中では、長野県の農業生産構造を、1万の中核的経営体を確保・育成しまして、その1万の経営体が農地の54%、過半を活用いたしまして、長野県農業生産額の8割を担うという生産構造を目標としていきたいというふうに打ち出しをしているところでございます。この実現に向けては、まさに経営体の規模拡大等を進める中で、こういった生産構造に近付けていくという取組を進める必要があるというふうに考えている中で、常雇用者数も増えていくということで設定をさせていただいているところです。

一方で、まさに清沢委員のご指摘のありましたとおり、農業現場の省力化という部分のところを着実に進めていかなければならないということは、全ての産業において労働力が不足しているという中で、農業については、喫緊の課題というふうに考えているところでございまして。AI・IoT、またロボテック技術等も含めた、まさに先進的なスマート農業によって、農業生産の現場においても、いかに労働力省力化を図り、軽労化を図るといふことの視点は、非常に重要だというふうに思っています。後ほど説明があるかと思えますけれども、来年度予算の中でも、スマート農業の展開というような部分のところも組みさせていただいているところでございまして、総合的に、スマート農業ですとか、人材の活用ですとか、そういった部分を総合的に進めて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

またもう一つの外国人材の関係ですけれども、基本的には、今回の想定の中では、その部分については考慮せずに試算をさせていただいているところでございます。

【小林会長】

よろしいですか。非常に大事な指標なんですけれども、今、お三方からご指摘がありましたけれども、そういった観点をここに、総合的にうまく組み合わせるところは組み合わせさせて説明をしていくと。また、数値目標というのもなかなか難しいんでしょうけれども、整合性をもって総合的に組み立てた説明をしていくというのは、多分、これからこの世界に求められてくるんじゃないかなという感じがいたしました。ほかにどうでしょうか。嶋崎委員、どうぞ。

【嶋崎委員】

今の埋橋委員のお話なんですけど、今、県のほうから、この7,170人には入れないということですけども。これから特定技能1号ですよ、2号はないのかと思います。ただ、長野県は非常に、茨城県とか、ほかの県と同様に外国の研修生を使う方も多いわけで、データとして、この計画には入れなくてもいいんですけども、特定技能1号の動向といい

ますか、やっぱりそこも、一度、できたら県のほうも把握してないと、諸問題は別として、やはりそういう、非常に、例えば長野県でいうと、J A八ヶ岳、南佐久ですね。もしもこの外国人研修生の制度が少し、賃金が必ず数年後に400円アップとなった場合に、J A八ヶ岳は崩壊するんですよ。これはやっぱり県も、民間と行政ということを含めても、やはりちょっと、データとしては日本人でいいんですけども、特定技能及び研修生のことも少しちょっと、いずれどこかで調査していただいて、できれば把握して、聞かれた場合にはこうだということ、ちょっと検討していただけないか。

【小林農村振興課長】

今のご指摘でございますけれども、現在も、外国人技能実習生が大変数多く長野県内に入っております。2,000名を超える方が入ってきておりますけれども、これについても、市町村やJ A等のご協力を得る中で、調査もさせていただいているところです。今後、来年度4月からは、特定技能1号の在留許可に基づいて、農業分野においても、労働者として外国人が入るといった形が現実的になってくるわけございまして、その部分についても、農政部としても、どういうふうに調査をしてというようなことも考えながら、対応してまいりたいというふうに思っています。

【小林会長】

ありがとうございました。堀委員、どうぞ。

【堀委員】

長野県農業の問題点は、やはり中山間地が非常に多くて、周年供給、周年労働を雇う環境が非常にこう難しい環境にあると。ほかの県に行きますと、1年間、仕事をこうずっと、農業をやって収入を得ることができる。長野県は、私ども見ていると、約半年、半分で、まさに半年仕事して、半分はほかの仕事をしてしながら収入を得ていくということによって、全体の農業が成り立つという人たちが大変に多いと。その中で、この農業人口を増やしていくなんていうのは、その人たちをどうやってこう、年間の中の賃金、生活できる賃金を得られるような仕組みづくりと一緒にしていかなければ、なかなかこのすぐに人口を増やす、難しいのではないかなというふうに感じております。以上です。

【小林会長】

今の点も、また重要な指摘だと思いますけれども、説明がありましたらどうぞ。

【小林農村振興課長】

まさに長野県は、周年雇用というのが非常に難しいというのは、現実にあるというふうには認識をしているところでございます。そういった中で、企業的な農業経営体として、

年間を通じて常雇用、まさに従業員を雇うというふうなところの組み立てを、それぞれの農業法人においても考えていかなければならないということの中で、県としてもそこに対しての支援も考えていく必要があるというふうには考えております。

また一方で、今回、常雇用という形で設定をさせていただきましたけれども、いわゆる臨時雇用の方の雇用というものについても、考えていく必要があるというふうに思っております。臨時雇用において、農繁期と言われる部分のところでの労働力の確保という部分のところも考えていくと。それに対しては、子育て世代、子育てが終了した女性ですとか、また高齢者、定年帰農者ですとか、そういった方。さらには障がい者といったような、多様な人材が農業には参入できる可能性を秘めているというふうに思っています。常雇用者に加えて臨時雇用者も、そういった多様な臨時雇用者も組み合わせる中で、農業界全体の労働力不足への対応ということを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

【小林会長】

ありがとうございました。ほかにどうでしょうか。それでは、この点は、達成指標を、今日のご意見も踏まえながら、これから設定していただきたいと思っておりますけれども。おそらく、この審議会におきまして、振興計画の進捗状況、達成状況の議論もありますから、今の課題、おそらく、いろいろなその労働力の問題もあって、多分、一つのテーマになってこようかと思っておりますので、また、県のほうでもよろしく対応をお願いいたします。

(4) その他

- ・ 県内養豚場から発生した豚コレラへの対応について
- ・ 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に係る県基本計画の改訂状況について
- ・ 平成31年度農政部関係予算（案）について

【小林会長】

それでは、次の議題に入らせていただきます。次はその他ということでありまして、これにつきまして、まず、県のほうから説明をお願いいたします。

【草間農業政策課長】

農業政策課長の草間でございます。私のほうからは、初めに、今日お配りをいたしました、先ほど農政部長からのあいさつのほうでも触れさせていただきましたが、「県内養豚場から発生した豚コレラの対応について」ということで、まずそれについて、ご説明をさせていただきます。着座でご説明をいたします。

1枚紙でございますけれども、ご覧いただければと思います。本日の午前9時現在とい

う状況でございます。まず経過でございますけれども、2月5日火曜日、11時50分に愛知県庁から、豚コレラ疑いの養豚場から上伊那郡宮田村の養豚場に子豚80頭が出荷されたという連絡が県庁にございました。それを受けまして、すぐに伊那家畜保健衛生所で、その養豚場への豚の搬入を確認したところ、もう既に搬入済みという回答がありました。それに対しまして、管理者に対しまして、他者の養豚場への立ち入りの禁止、また入り口の制限の指示をしたところでございます。

また、12時40分のところでございますが、その日でありますけれども、その養豚場から松本市内のと畜場に38頭の、これは出荷用の豚でありますけれども、それを出荷したということを確認したと。そういうことをあわせまして、2時以降ですけれども、家畜保健衛生所のほうで、子豚80頭とと畜場で繋留中の38頭からの採血をし、5時以降、PCR検査、これは豚コレラの陽性・陰性を判定する遺伝子検査でございますが、その検査を開始したというところでございます。

その結果、2月6日の7時50分までに検査を完了しましたが、いずれの豚からも陽性反応が出たということで、8時に農林水産省と協議をし、疑似患畜ということを決定いたしました。その豚コレラの検査結果については、(2)のア・イに記載のとおりでございまして、子豚搬入80頭に対しては79頭が陽性、出荷した38頭に対しては12頭が陽性と。なお、この38頭から出た一つの要因、推定ではございますが、愛知県から子豚を搬入したトラックによりと畜場へ出荷されたと。それによって伝染したものであるというふうな想定をしております。

こういう状況の中で、県の対応でございますけれども、2月5日、夜でございますが、まだこの段階では陽性反応は出ていない状況ではございましたが、万が一ということもございまして、第1回の豚コレラ防疫対策庁内連絡会議を開催し、これは、それぞれ担当の課長がメンバーになってございますが、非常時に備えてすぐ対応できるようにという会議を開催させていただきました。

翌日、昨日でございますけれども、既に陽性反応という形が出てまいりましたので、第1回の対策本部会議、これは知事が本部長、あと各、県の部局長が部員という体制の会議でございますが、これの会議を開催させていただき、知事から速やかに殺処分等の防疫措置を開始し、まん延防止措置を行うことなどの指示が出され、11時46分以降、養豚場及びと畜場の殺処分・埋却作業が開始されたところであります。11時46分からというのは、これ、と畜場の殺処分を開始し、こちらのほうは、その日のうちの午後1時25分には処分を終了してございます。

宮田村につきましては、先ほど部長からも話がございましたが、本日、午前9時半に、2,444頭でございますが、殺処分が終了し、埋却という作業に、今、移っているという状況でございます。この間、24時間体制で、県の職員、または自衛隊の支援、そのほか、獣医師会、あるいは民間の事業者等あわせて、24時間で3交代でやっておりますが、それぞれの回、100名体制等で、今、実施をさせていただいているという状況でございます。一応、

72時間以内に埋却という形で、指針で出されておりますので、それを目指して、今、作業し、今後、まん延防止、また風評被害ということがないような形でも、県としてもしっかり対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。豚コレラの関係につきましては、以上でございます。

それでは資料のほうにお戻りいただきまして、私のほうからは、資料3の農産法に係る県の基本計画の改訂状況について、まず説明させていただき、その後、昨日公表されました平成31年度当初予算案の概要について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

資料3、頭紙をご覧くださいと思いますが、こちらの県の基本計画の改訂につきましては、昨年8月30日に、当審議会のほうへ諮問し、同日の審議会で意見の聴取をさせていただきまして、その後、9月7日から26日までパブリックコメント、また市町村への意見照会をいたしました。その後、県のこの審議会の委員の皆様からも意見をお伺いする中で、10月25日に答申をいただいたところでございます。

その答申を踏まえまして、国への事前協議ということで、今年の1月15日まで事前協議をさせていただきました。事前協議をする中で、幾つか国のほうからの意見を踏まえて、1月21日以降、本協議という形で、今のところ、予定ですけれども、今月中には県基本計画の国の同意を得て策定という段階でございます。

答申をいただいた後の変更点ということで、今日、ご説明をさせていただきます。2点ございますけれども、まず1点でございます。導入産業の業種の変更ということで、諮問をさせていただいた際には、ここにございます導入業種一覧ということでさせていただきましたが、その中の一番下、電気業のところがございますけれども。今回、電気業、この太陽光発電を除く部分、これを削除するという形をお願いをしたいと思っております。

この理由でございますが、ここに記載のとおり、バイオマス発電の企業誘致を計画していた自治体が県内にございましたが、その地元の賛同が得られなかったことを理由といたしまして、昨年の12月13日付で、県の基本計画への位置付け、ここから取り下げる旨の申し出がございました。具体的な立地ニーズがなくなりましたので、今回の計画から削除させていただきたいと思っております。なお、これについては、国との対応は協議済みでございます。

もう1点は、国と事前協議を行っている段階で国からいただいた意見でございます。遊休工業団地等の解消に向けた具体的な取組内容を記載することということで、2枚目以降、具体的な計画案をお示ししてございますが、ここに記載のとおり、アンダーラインの部分でございますが、こちらのほうを、記載を追加させていただいてございます。具体的には、「県及び市町村のホームページや企業立地セミナー、誘致活動で紹介を行うなど、当該土地の優先的な活用が図られるよう配慮する」と、この一文を追加させていただいたところでございます。

そのほかにつきましては、答申をいただいたところから、「てにをは」といいますか、若干の修正はございますが、大きな変更はございません。この2点の変更をさせていただ

た上で、国の同意を得て、県の基本計画の策定という形にさせていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、資料4をお願いいたします。平成31年度当初予算案の概要でございます。農政部関係につきまして、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。農政部の、1番の予算の総額でございますが、一般会計が294億3,358万1,000円、前年度の当初予算に比べまして4億410万4,000円の増ということで、対前年度比101.4%ということでございます。

特別会計につきましては、2つございますけれども、合わせまして5,638万8,000円、前年度の当初予算に比べまして902万円の増、119%となっております。これは、農業改良資金の国への償還、また一般会計への繰り入れが増加したことによるものでございます。

課別の内訳につきましては、ここに記載のとおりということございまして、またご覧をいただければと思いますが。特に伸びているところが、農地整備課の部分でございますけれども、対前年度12億7,800万円余増加してございますが、これ、主に補助公共事業費の増加という形によるものでございます。その他、農業政策課、こちらは農産物マーケティング室もございます。また農業技術課、園芸畜産課については、それぞれ補助金等の、それぞれ精査をする中で、減少というようなものがございまして、対前年度を下回っているという状況でございます。

1枚おめくりをいただきまして、今日、時間の関係もございまして、3ページ・4ページの予算案のポイントの点でご説明をさせていただきます。3ページの予算案のポイントの部分でございますけれども、農政部におきましては、この四角で囲ったところがございますけれども、「しあわせ信州創造プラン2.0」の基本目標であります「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けまして、ここに記載の6つの施策推進の基本方針に沿いまして、またプランの実行計画であります「第3期食と農業農村振興計画」も踏まえ、関係部局、また地域振興局、民間企業、関係団体等と連携し、事業を推進してまいります。

6つの施策の柱ごとに重点的取組事項の主なものを記載させていただいてございます。「学びの県づくり」につきましては、長野県農業大学校におきますカリキュラムや教育現場の充実をさらに図ってまいります。

「産業の生産性が高い県づくり」、これが、農政部、一番、主要な部分でございますけれども。先ほど農村振興課長のほうからも話がございましたが、最初の〇のところにつきましては、農業機械メーカーや外部の専門家等と連携をしまして、農業分野にもA I ・ I C T等の先端技術を活用したスマート農業技術の社会実装の加速化を図ってまいります。

2つ目といたしまして、教育委員会と連携し、高校生等に対して将来の就農に向けた具体的な道筋を示し、産業としての農業の魅力を発信してまいります。

3つ目でございますが、県内で、昨年、発生いたしましたリンゴ黒星病の薬剤耐性菌による被害のまん延を防止し、県産苗木の生産・供給体制を関係団体と連携して整備してまいります。

4つ目でございますが、県内での国際フラワーフォーラムの開催、また海外で開催される国際博覧会への出展など、国内外から評価の高い県産の花きの強みを活かした販売戦略、また積極的なプロモーション活動を展開してまいります。

3ページ、最後のところでございますが、信州プレミアム牛肉の生産拡大と、従来の関西方面の出荷に加えまして、東京オリンピック・パラリンピックなどの国際行事を控えた首都圏への売り込みを強化してまいります。

4ページをお願いいたします。「人をひきつける快適な県づくり」につきましては、2点ございます。1つ目といたしまして、県内外の定年帰農、農ある暮らし、半農半Xなどを志向する農業未経験者に対しまして、市町村、農業関係団体等と連携し、農業を学び・体験・実践する場の提供、支援をしてまいります。

2つ目といたしましては、本県の美しい農村風景を形成している歴史ある農業用水路やため池、棚田を県内外に広く発信してまいります。

「いのちを守り育む県づくり」でございます。1つ目は、大規模地震、また豪雨などの異常気象による災害の未然防止のため、ため池の耐震化、また地すべり防止施設の長寿命化などを計画的に実施してまいります。

2つ目といたしましては、近年、農作業事故が増加しておりまして、その未然防止という観点で、地域での農作業の安全研修会の開催、またアドバイザーによる身体機能の確認、機械操作の体験学習など、安全指導の強化を図ってまいります。

「誰にでも居場所と出番がある県づくり」でございますが、こちらは、県内の農業女子による首都圏等でのトークセッション、また農産物の販売・PRを通じまして、都市部に住む若い世代に対して、自身の経験や信州の魅力を伝えていただき、本県への就農・移住を促進する取組を進め、農業女子みずからの経営者としてのスキルアップも支援してまいります。

最後、「自治の力みなぎる県づくり」につきましては、県内のホテル・旅館等における食材を県外産から県内産に置きかえる地消地産の取組、また「おいしい信州ふード」のメニュー提案、フェアの開催などによりまして、県産農畜産物の魅力を県民の皆様に理解・発信していただく取組をさらに進めてまいります。

これらの取組を重点的に、また来年度、実施してまいりたいということで、また予算案として策定をさせていただきました。

5ページにつきましては、今、申し上げました事業も含めまして、県の5か年計画にあわせました事業体系というものをつくってございますので、またご覧いただければと思います。

7ページ以降12ページまででございますが、この体系に沿った主要事業ということで、事業内容、また予算案の金額、記載させていただいてございます。今日は、ちょっと説明は省略させていただきますけれども、また後ほどご覧いただければと思います。大変急ぎ足で申しわけございませんが、私からの説明は以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございました。ただいまの3点の説明につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、一応、議題、全て済みしました。委員の皆様には、長時間、熱心なご審議ありがとうございました。

4 閉 会

【小林農業政策課企画幹】

ありがとうございました。小林会長、議事の進行、大変ありがとうございました。それでは、最後に山本農政部長からごあいさつを申し上げます。

【山本農政部長】

本日は、種子条例の骨子（案）につきまして、幅広い観点から、また大所高所から様々なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。いただいた意見、いろいろ検討させていただきまして、よりよい条例になるように、また検討させていただきたいというふうに思います。

また、そのほかの議題につきましても、様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今後の業務の参考にさせていただきたいというふうに思います。

本日はどうもありがとうございました。

【小林農業政策課企画幹】

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして全て終了とさせていただきます。お帰りの際はお気をつけてお帰りいただきたいと思います。ありがとうございました。